

資料編

1. ゾーン区分
2. 用語解説
3. 東京都台東区花とみどりの審議会設置根拠
4. 東京都台東区花とみどりの審議会委員名簿
5. 台東区環境まちづくり推進会議設置要綱（一部抜粋）
6. 台東区環境まちづくり推進会議委員名簿
7. 台東区花とみどりの基本計画策定経過
8. パブリックコメント実施結果



1. ゾーン区分

平成30年度調査に基づき、本計画では下表のとおり、調査単位として19のゾーン区分を設定しています。また、地域区分については、「台東区都市計画マスタープラン」の地域区分に従い、6つの地域に区分しています。

表 地域区分とゾーン区分

地域名	ゾーン名
上野地域	池之端、上野公園、北上野、上野、東上野、台東、谷中西
谷中地域	谷中東、谷中西（上野地域と重複）
浅草・中部地域	西浅草、浅草南、寿、北上野（上野地域と重複）
根岸・入谷地域	根岸、竜泉、北上野（上野地域と重複）
北部地域	千束、清川、浅草北、今戸
南部地域	蔵前、浅草橋

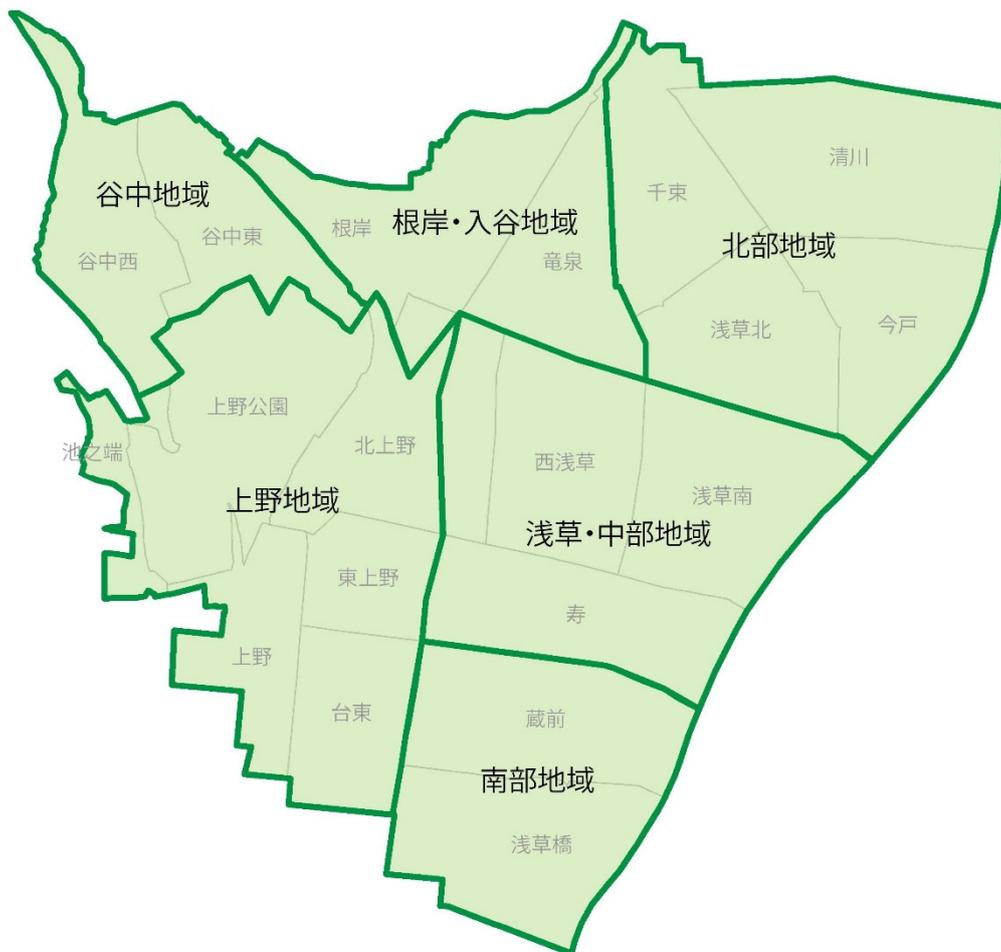


図 地域区分とゾーン区分

2. 用語解説

	用語	解説	頁
あ 行	生垣	公道との敷地境界に高さがほぼ均一な樹木を用いて、間隔が交互に葉が触れ合う程度に並べて植栽したもの。本計画では、公道に接する面に接道部延長が3 m以上、高さが1 m以上3 m未満の植栽がされているものを対象としている。	16
	一時的な緑化	イベント時などに実施するプランター等を用いた緑化のこと。	51
	エコ 環境フェスタ	環境問題を区民とともに考え、環境にやさしい暮らしの実践を図り、資源循環型社会の実現を目指すために開催しているイベント。	41
	おかちまちパンダ 広場	「歩行者のための場を確保する」ことを目的として整備された広場。	39
	屋上緑化	建築物の屋上やテラスなどに植物を植え、緑化すること。これにより建築物の断熱性能の向上によるエネルギー消費の低減、ヒートアイランド現象の緩和や景観の向上などの効果が期待できる。	13
	オープンスペース	公園や広場などの敷地内で建物等が建っていない空地のこと。人々の休息、レクリエーションの場や災害時の避難所などになる。	6
	温室効果ガス	太陽からの熱を吸収し熱を地球に封じ込め、温室効果をもたらす気体の総称。二酸化炭素、メタン、代替フロンなどがあり地球温暖化の主たる原因とされている。	12
か 行	カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。カーボンニュートラルの目的は、人間の活動によって増加した二酸化炭素などの温室効果ガスを削減し、地球全体の気温上昇など気候変動を抑制し、持続可能な地球環境を守るもの。	12
	グラスゴー気候合意	イギリス・グラスゴーで、2021年11月に採択された、第26回気候変動枠組条約締約国会議(COP26)で、世界の平均気温の上昇を1.5度未満に抑えるための削減強化を各国に求める合意。	12
	景観重要樹木	景観法に基づき景観行政団体の長(台東区の場合は区長)が、地域の景観上重要な樹木を、地域の個性ある景観づくりの核として維持、保全及び継承を図るため指定したもの。	69

	用語	解説	頁
か 行	公開空地	民地内の空地や開放空間のうち、日常一般に公開される部分で、地域住民の利用が可能な公開制のあるまとまった空地。	39
	公開空地等の みどりづくり指針	都市開発諸制度等で生まれる公開空地等において、みどりのネットワークの形成や快適性、安全性、景観など、その価値を一層向上させるため、東京都が平成 19 年 7 月に定めて運用している指針。	74
	格子登はん	格子へつる性植物が巻き付いている形態のこと。	33
	高度利用地区	都市計画法に基づく地域地区の一種。小規模建築物の建築を抑制するとともに建築物の敷地内に有効な空地を確保し、都市機能に適応した適正な街区を形成し、市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新等を図ることを目的としたもの。	39
さ 行	GX (グリーントランス フォーメーション)	化石エネルギーを中心とした現在の産業構造・社会構造を、クリーンエネルギー中心へ転換する取り組みのこと。	14
	持続可能な 開発目標 (SDGs)	平成 27 年 9 月に国連総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28 年から令和 12 年 (2030 年) までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。	7
	市街地再開発事業	不足している道路・公園などの公共施設を計画的に整備するとともに、良好な生活環境を備えた都市型住宅の供給や、業務施設の近代化を図るなど、安全かつ快適な生活空間を創出する総合的なまちづくりを行う事業のこと。	75
	児童遊園	児童福祉法第 40 条に規定されている、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする屋外型の児童厚生施設のこと。	26
	借地公園制度	都市公園などの整備について、公園管理者 (自治体) が土地所有者との貸借契約により土地物件に係る権原を借り受けて都市公園を開設する制度のこと。	76

	用語	解説	頁
さ 行	親水護岸	繰り返して押し寄せる波による洗掘作用から、河岸・海岸を守るための機能を持ちながら、人びとが水に親しみ楽しめるようにした護岸のこと。	76
	森林環境譲与税	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村では、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされている。都道府県では「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされている。	51
	生物多様性	一般的には、多様な生物が存在していることを指す。生態系を構成する動物、植物、微生物など、地球上に生息・生育する全ての生物種の多様性とその遺伝子の多様性、更に地域ごとのさまざまな生態系の多様性を意味する。	3
	ゼロカーボンシティ	2050年に向けて、二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを表明した地方公共団体のこと。ゼロカーボンシティ宣言は、地方公共団体が温室効果ガス排出量削減に向けて確固たる対策を約束する対外的な「決意表明」である。	2
	総合設計制度	健全な市街地の形成を目的として、一定規模以上の敷地に一定割合以上の空地などを有する良好な建築計画に対して、特定行政庁が容積率、道路・隣地斜線制限を緩和するもの。(建築基準法第59条の2)	39
た 行	台東区 環境基本計画	台東区の環境施策の総合的かつ基本となる計画。	2
	台東区 環境基本条例	環境の保全に関する基本的な事項を定めた条例。	3
	台東区基本構想	概ね20年後の台東区の将来像を描き、区民や地域団体等と一体となって実現するための区政運営の最高指針となるもの。	3
	台東区住宅 マスタープラン	「台東区都市計画マスタープラン」に即しつつ、各種個別計画との整合を図り、相互に補完し合いながら住宅施策の目標を実現するための計画。	3
	台東区 長期総合計画	「台東区基本構想」が掲げる台東区の目指すべき姿を実現するために策定された長期指針。	3

	用語	解説	頁
た 行	台東区都市計画 マスタープラン	「台東区基本構想」に即し、長期的な視点にたって、まちの将来像や土地利用・都市施設等の整備指針を明らかにし、台東区の都市計画に関する基本指針として、まちづくりのガイドラインの役割を持つもの。計画期間は概ね20年としている。	3
	台東区 みどりの条例	みどりを保護・育成し、良好な都市環境を形成することを目的とする条例。	3
	脱炭素社会	地球温暖化、気候変動の原因となる温室効果ガスのうち、最も排出量の多い二酸化炭素について、実質的な排出量ゼロを達成している社会のこと。	3
	地球温暖化	地球表面の大気や海面の平均温度が上昇する現象のこと。温度の上昇により生態系の変化や海面上昇など、将来の人類や環境へ悪影響が懸念されており、さまざまな対策が実行されている。	12
	地先緑化	公道との敷地境界（民地内）に樹木、草木などを用いて植栽したもの。本計画では、公道に接する面に接道部延長が3m以上、幅が20cm以上の植栽がされている生垣以外のものを対象としている。	15
	東京が新たに進める みどりの取組	都市づくりのグランドデザインで示す都市像の実現に向け、今ある貴重な緑を守り、あらゆる場所に新たな緑を創出するため、都の関係局による検討を経て、東京が進めるみどりの取組をまとめたもの。	3
	特定街区	都市計画法に基づく地域地区の一種。良好な環境と健全な形態を備えた建築物の建築、地区環境の向上に寄与し、公衆が使用できる有効空地の確保等により、都市機能に適応した適正な街区を形成し、市街地の整備改善を図ることを目的としたもの。	39
	特別緑地保全地区	都市緑地法第12条に規定されており、都市計画区域内において、樹林地、草地、水沼地などの地区が単独若しくは周囲と一体になって、良好な自然環境を形成しているもので、無秩序な市街化の防止や、公害又は災害の防止となるもの、伝統的・文化的意義を有するもの、風致景観が優れているもの、動植物の生育地等となるもののいずれかに該当する緑地が、指定の対象となる。	69

	用語	解説	頁
た 行	都市計画公園・緑地の整備方針	都市計画公園・緑地の計画的な整備促進と、整備効果の早期発現に向けた取組の方針を明らかにするもの。平成23年12月に事業進捗や社会情勢の変化とともに、東日本大震災を踏まえ、防災の視点を重視し、新たな整備方針として改定されている。	3
	都市緑地法	都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された法律。	3
な 行	ネイチャーポジティブ	生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること。	13
は 行	花と緑のふれあい広場	グリーン・リーダーが中心となって開催する花と緑に親しむイベント。	41
	ビオトープ	ドイツ語の合成語で「いろいろな野生の生きものが暮らせる場所」を意味する。	13
	微細ミスト	極めて微細な粒子のミストで蒸散作用に優れ、人に触れてもほとんど濡れるという感触がなく、気温を低下させる効果が期待できる。	78
	ヒートアイランド現象	都市部の舗装化や冷暖房などの人工排熱の影響により、気温が周辺の郊外部に比べて異常に高温になる現象のこと。	5
	風致地区	都市における風致を維持するために定められる都市計画法第8条第1項第7号に規定する地域地区のこと。	4
	プランター設置型	壁前に設置したプランターへの植栽形態。	33
	壁前植栽	壁前に設けた植栽スペースへの植栽形態。	33
	壁面下垂	壁面上部からつる性植物が下垂した形態。	33
	壁面植栽	壁面に設けた植栽スペースへの植栽形態。	33
	壁面登はん	壁面へつる性植物が付着・巻き付きする形態。	33
	壁面緑化	公道から見ることが出来る建築物の外壁や擁壁、フェンスなどの壁面を意図的に緑化したもの。本計画では、緑化されている壁面の面積が3㎡以上のものをカウントしている。	15

	用語	解説	頁
は 行	防災広場	災害時は防災活動拠点として、平常時は地域住民の防災訓練及び日常の交流の場として活用する広場。	26
	ポケットパーク	わずかなスペースを利用して都市環境の改善を図るために設けられた面積の小さな空地。	19
ま 行	みどりのカーテン	壁面緑化の手法の一つ。アサガオやヘチマなどのつる性植物を建築物の外側に生育させ、建築物の温度上昇の抑制を図る。	16
や 行	ユニバーサルデザイン	老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと。	76
	要綱公園	暫定公園等の管理に関する要綱に基づく公園のこと。	28
ら 行	立体都市公園制度	都市公園の下限を定め、それより下部の空間には都市公園法が及ばないようにすることで、下部空間の土地利用の用途が制限されずに、新設・既設の民間施設との一体的整備を可能にし、屋上公園や人工地盤公園などの都市公園の整備を可能にする制度のこと。	76
	緑地	一般的には植物で覆われた土地を示すが、本計画においては、公の施設とする「公園緑地等の都市施設とする緑地」、法律や条例等に基づく「制度上安定した緑地」、社会通念上永続性のある「社会通念上安定した緑地」の3つを「緑地」として定義している。	3
	緑地保全地区	都市計画によって指定された地域で、無秩序な市街地化の防止や生活環境の確保を目的として、保全が必要な緑地のこと。	4

3. 東京都台東区花とみどりの審議会設置根拠

(台東区みどりの条例及び施行規則一部抜粋)

【東京都台東区みどりの条例】

(審議会への諮問)

第23条 区長は、次の各号に掲げる事項について、審議会に諮問しなければならない。

- (1) みどりの保護及び育成に関する計画に関すること。
 - (2) 保護樹木等の存する土地の買取り等に関すること。
 - (3) モデル地区の指定及び解除に関すること。
 - (4) 緑地保全地区及び風致地区のみどりの保全に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、みどりの保護及び育成について、区長が必要と認める事項に関すること。
- 2 前項の規定による諮問に応じ調査審議するため、東京都台東区花とみどりの審議会を置く。
- 3 東京都台東区花とみどりの審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【東京都台東区みどりの条例施行規則】

(花とみどりの審議会組織)

第14条 条例第23条に規定する花とみどりの審議会の委員の構成は、次によるものとする。

- (1) 区民 5人以内
- (2) 学識経験者 7人以内
- (3) 区議会議員 2人以内

(会長及び副会長)

第15条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第16条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(委員以外の出席)

第17条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させて意見を聴くことができる。

(幹事)

第18条 審議会に、区長が区職員のうちから任命する幹事を置く。

(庶務)

第19条 審議会の庶務は、環境清掃部環境課において処理する。

4. 東京都台東区花とみどりの審議会委員名簿

区分	氏名	所属・役職
学識経験者	鈴木 誠	東京農業大学 名誉教授 東京農業大学 グリーンアカデミー 校長
	木下 剛	千葉大学大学院 園芸学研究科 ランドスケープ学コース 環境造園デザイン学領域 教授
	町田 誠	一般財団法人公園財団 常務理事 横浜市立大学大学院 客員教授
	根来 千秋	東京都建設局東部公園緑地事務所長
	渡邊 昇	東京都環境局自然環境部 緑環境課長
区民代表	山口 和代	台東区 グリーン・リーダー 幹事長
	山下 ヒデ子	台東区町会連合会 女性部 常任幹事
	早津 司朗	台東区商店街連合会 会長
	土肥 好美	東京商工会議所 台東支部 商業分科会 副分科会長
	中村 雅彦	台東区立幼稚園 P T A連合会 顧問
区議会議員	岡田 勇一郎	台東区議会議員 環境・安全安心特別委員会 委員長

(敬称略)

5. 台東区環境まちづくり推進会議設置要綱（一部抜粋）

（設 置）

第1条 台東区における環境保全及び地球温暖化対策の推進について、庁内において調査・検討を行うため、台東区環境まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について調査・検討を行う。

- （1） 台東区環境基本計画及び台東区区有施設地球温暖化対策推進実行計画に関すること。
- （2） 台東区花とみどりの基本計画に関すること。
- （3） 建築物等における木材利用の促進に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、推進会議が必要と認める事項

（構 成）

第3条 推進会議は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、環境清掃部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる検討事項に応じ、それぞれ当該各号に定める者をもって充てる。

- （1） 前条第1号及び第4号に掲げる事項 別表第1に定める職にある者
- （2） 前条第2号に掲げる事項 別表第2に定める職にある者
- （3） 前条第3号に掲げる事項 別表第3に定める職にある者

（招 集）

第4条 推進会議の招集は、必要の都度委員長が行う。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

（作業部会）

第5条 第2条に定める事項を効率的に調査・検討するため、推進会議の下部組織として作業部会を設置することができる。

（事務局）

第6条 推進会議の事務局は、環境清掃部環境課に置く。

（委 任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年9月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

別表第2

委員長	環境清掃部長
委員	企画課長
委員	財政課長
委員	総務課長
委員	施設課長
委員	区民課長
委員	産業振興課長
委員	都市計画課長
委員	建築課長
委員	住宅課長
委員	土木課長
委員	公園課長
委員	庶務課長
委員	指導課長
委員	環境課長



6. 台東区環境まちづくり推進会議委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	役職
委員長	小川 信彦	環境清掃部長
委員	吉本 由紀	企画課長
委員	高橋 由佳	財政課長
委員	福田 健一	総務課長
委員	五條 俊明	施設課長
委員	齊藤 明美	区民課長
委員	三澤 一樹	産業振興課長
委員	反町 英典	都市計画課長
委員	松崎 晴生	建築課長
委員	塚田 正和	住宅課長
委員	原島 悟	土木課長
委員	榎本 賢	公園課長
委員	山田 安宏	庶務課長
委員	宮脇 隆	指導課長
委員	勝海 朋子	環境課長

7. 台東区花とみどりの基本計画策定経過

(1) 東京都台東区花とみどりの審議会 審議・検討経過

回	開催年月日	検討内容等
第1回	令和6年6月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○台東区花とみどりの審議会会長及び副会長推薦 ○台東区花とみどりの基本計画中間改定について ○台東区花とみどりの基本計画中間改定スケジュール ○花とみどりのコンテスト選考基準の見直しについて
第2回	令和6年8月7日	<ul style="list-style-type: none"> ○台東区花とみどりの審議会会長及び副会長の選出 ○緑視率調査結果について ○区民・事業所意識調査結果について ○取り組み事業達成状況について
第3回	令和6年10月22日	<ul style="list-style-type: none"> ○台東区花とみどりの基本計画中間改定 中間のまとめ（案）について ○花とみどりのコンテストの選考について
第4回	令和7年1月16日	<ul style="list-style-type: none"> ○台東区花とみどりの基本計画中間改定 最終案について

(2) 台東区環境まちづくり推進会議 審議・検討経過

回	開催年月日	検討内容等
第1回	令和6年6月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○台東区花とみどりの基本計画中間改定について ○台東区花とみどりの基本計画中間改定 全体スケジュールについて
第2回	令和6年7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○緑視率調査結果について ○区民・事業所意識調査結果について ○「台東区花とみどりの基本計画」取り組み事業達成 状況について
第3回	令和6年10月11日	<ul style="list-style-type: none"> ○台東区花とみどりの基本計画中間改定 中間のまとめ（案）について
第4回	令和7年1月9日	<ul style="list-style-type: none"> ○台東区花とみどりの基本計画中間改定 最終案について



8. パブリックコメント実施結果

意見受付期間	令和6年12月17日から令和7年1月7日まで
意見受付件数	2人 2件
意見受付内容	・緑化の推進について ・計画の基本理念について

花の心 たいとう宣言



台東区は古くから
花に親しむ心が受け継がれ
今なお 人々の暮らしの中で息づいています

花は 人の心を豊かにし
安らぎとゆとり 希望と勇気を
もたらします

全ての区民が 花を慈しむ心と
おもてなしの心を育み
心豊かで うるおいのあるまちを目指すことを願い
ここに 花の心 たいとう宣言をします

台東区花とみどりの基本計画 中間改定版

令和7年3月発行
(令和6年度登録第59号)

台東区環境清掃部環境課

〒110-8615 東京都台東区東上野4丁目5番6号
電話 03-5246-1323 (直通)

